

弘前市通所型サービスC事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、弘前市介護予防・日常生活支援総合事業実施要綱（平成28年弘前市告示第495号）（以下「実施要綱」という。）の規定に該当する通所型サービスC事業（以下「事業」という。）の実施に関して必要な事項を定めるものとする。

(実施内容、目的)

第2条 事業の実施内容は、利用者に対し、ストレッチ、筋力向上運動、機能的運動等を提供する弘前市通所型サービスC事業運動器の機能向上プログラム（以下「プログラム」という。）とする。

2 事業は、要介護状態等となることの予防又は要介護状態等の軽減若しくは悪化の防止及び事業終了後においても継続したセルフケア等の動機付けを目的とする。

(利用の申請及び承認等)

第3条 事業を利用しようとする者は、利用申請書に必要事項を記載し、市長に提出するものとする。

2 市長は、事業の利用を承認した者を通所型サービスC事業登録台帳に登録するものとする。

(事業者等)

第4条 この事業の実施者は、以下の号に掲げる者（以下「事業者等」という。）とする。

(1) 弘前市介護予防・日常生活支援総合事業にかかる指定事業者の指定等に関する要綱（平成28年弘前市告示第496号）第3条及び第4条の規定に基づき指定事業者の指定を受けた者（以下「指定事業者」という。）

(2) 整骨院等を運営する者であらかじめ市長から委託を受けた者（以下「委託事業者」という。）

(事業の実施)

第5条 事業の利用、利用回数等は、利用者の自立支援や重度化防止を阻害しないよう、介護予防支援事業者又は第1号介護予防支援事業（法第115条の45第1項第1号ニに規定する第1号介護予防支援事業をいう。）の実施者（以下「介護予防支援事業者等」という。）が実施する介護予防ケアマネジメントに基づき決定する。

2 利用回数は、1人当たり週1回、合計12回1コースを基本とする。ただし、終了予定日に参加できず事後アセスメントを行わなかった場合は、14週間（98日間）満了までの間に事後アセスメントのための1回を実施する。

3 事業者等の休業日や利用者等の都合によって週1回の実施が確保できない場合は、市と事業者等との間で代替手段等について協議する。

4 1コースを実施した後、介護予防ケアマネジメントに基づき更に1コースの実施が必要であると判断された場合は、年度内に1回に限り1コースの実施をすることができる。

(事業実施の流れ)

第6条 事業は、プログラムマニュアルに従い、以下の流れに沿って実施する。

- イ 事前アセスメントとして、事業実施前に利用者の健康状態、生活習慣、体力水準などの個別の状況を把握する。ただし、1コース目終了後から1か月以内に2コース目を実施する場合は、省略することができる。
- ロ 事前アセスメントにより、準備運動、ストレッチ、筋力トレーニングの種目、運動量等を検討した実施計画を作成し、利用者に説明し、同意を得る。
- ハ ホームトレーニング表を用い、利用者自身に個別の目標を記入してもらう。
- ニ プログラムの実施（バイタルサインチェック、問診の実施及び提供した具体的なサービスの内容等の記録）
- ホ 日常生活上の運動に関する相談
- ヘ ホームトレーニングに関する指導
- ト 事後アセスメントとして、実施計画の達成状況、客観的な運動器の機能向上の状態を評価する。

(従事者)

第7条 指定事業者における事業の従事者は、看護職員、理学療法士、作業療法士、柔道整復師、あん摩マッサージ指圧師、経験のある介護職員等とする。

- 2 委託事業者における事業の従事者は、柔道整復師及びあん摩マッサージ指圧師とする。
- 3 従事者は、利用者に対し、ストレッチ、筋力向上運動、機能的運動等を提供するプログラムを適切に実施することを目的とした市が主催する研修会を受講した者とする。

(内容及び手続の説明並びに同意)

第8条 事業者等は、通所型サービスCの提供の開始に際し、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、第17条に規定する運営規程の概要、その他の利用者のサービス選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について文書により同意を得なければならない。

(心身の状況等の把握)

第9条 事業者等は、通所型サービスCの提供に当たっては、利用者に係る介護予防ケアマネジメントを行う介護予防支援事業者等との密接な連携、当該介護予防支援事業者等が開催するサービス担当者会議（指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年厚生労働省令第37号）第30条9号に規定するサービス担当者会議をいう。以下同じ。）等を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めなければならない。

(介護予防支援事業者等との連携)

第10条 事業者等は、通所型サービスCの提供に当たっては、介護予防支援事業者等との密接な連携に努めなければならない。

- 2 事業者は、通所型サービスCの提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な指導を行い、当該利用者を担当する介護予防支援事業者等に結果判定等を含んだ報告書

を、実施期間終了後速やかに提出するとともに、保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

(介護予防サービス計画に沿ったサービス提供)

第11条 事業者等は、介護予防サービス計画（介護保険法施行規則第83条の9第1号ハ及びニに規定する計画（第1号介護予防支援事業の実施者が作成する介護予防サービス計画に類するものを含む。）を含む。以下同じ。）に沿った通所型サービスCを提供しなければならない。

(サービス提供の記録)

第12条 事業者等は、通所型サービスCを提供した際には、当該通所型サービスCを提供した日、その内容その他必要な事項を、介護予防サービス計画又はこれらに準ずる書面に記載しなければならない。

2 事業者等は、通所型サービスCを提供した際には、当該提供した具体的なサービスの内容等を記録するとともに、利用者からの申出があった場合には、文書の交付その他適切な方法により、当該利用者に対し、その情報を提供しなければならない。

(提供拒否の禁止)

第13条 事業者等は、正当な理由なくサービスの提供を拒んではならない。

(サービス提供困難時の対応)

第14条 事業者等は、当該事業所が通常時に通所型サービスCを提供する地域等を勘案し、利用者に対し自ら適切なサービスを提供することが困難であると認めた場合は、当該利用者を担当する介護予防支援事業者等への連絡、適当な他の事業者等の紹介その他の必要な措置を速やかに講じなければならない。

(費用の額)

第15条 サービスに要する費用の額は、弘前市介護予防・日常生活支援総合事業実施要綱（平成28年弘前市告示第495号）（以下「実施要綱」という。）別表第1に定める単位数に1単位あたりの単価を乗じて得た額とする。

2 前項の1単位あたりの単価は、10円に厚生労働大臣が定める1単位の単価（平成27年厚生労働省告示第93号）に定める弘前市の地域区分における介護予防支援の割合を乗じて得た額とする。

(利用料等の受領)

第16条 事業者等は、サービスを提供した際には、その利用者から実施要綱別表第2に定める利用料を受領する。

2 事業者等は、食事代その他実費が生じるときは、提供した際にその利用者から支払を受ける利用料の額とサービスに係る利用料との間に、不合理な差額が生じないようにしなければならない。

- 3 事業者等は、利用者から実施要綱別表第2に規定する額及び前項の額の支払を受けたときは、当該支払をした利用者に対し領収証を交付しなければならない。
- 4 事業者等は、前項の費用の額に係るサービス等の提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービス等の内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得なければならない。

(運営規程)

第17条 事業者等は、事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかななければならない。

- (1) 事業の目的及び運営の方針
- (2) 従事者の職種及び職務の内容
- (3) 営業日及び営業時間
- (4) 通所型サービスCの利用定員
- (5) 通所型サービスCの内容及び利用料その他の費用の額
- (6) 通常の事業の実施地域
- (7) サービスの利用に当たっての留意事項
- (8) 緊急時等における対応の方法
- (9) 非常災害に関する対策
- (10) 虐待の防止のための措置に関する事項
- (11) その他運営に関する重要事項

(受給資格の確認)

第18条 事業者等は、サービスの提供を求められた場合は、その者の提示する被保険者証によって、被保険者資格、要支援認定又は事業対象者該当（以下「要支援認定等」という。）の有無及び要支援認定等の有効期間を確かめるものとする。

- 2 事業者等は前項の被保険者証に、認定審査会意見が記載されているときは、当該認定審査会意見に配慮して、サービスを提供するように努めなければならない。

(利用定員等)

第19条 事業者等が、事業を指定通所介護、指定通所介護相当サービス及び指定生きがい型デイサービスと一体的に行う時の利用定員は、指定通所介護、指定通所介護相当サービス及び指定生きがい型デイサービスとの合算により定めるものとし、事業者等は、利用定員を超えてサービスの提供を行ってはならない。ただし、サービスを一体的に行わない場合は、その限りではない。

(記録の整備)

第20条 事業者等は、従事者、設備、備品及び会計に関する記録を整備しておかななければならない。

- 2 事業者等は、利用者に対するサービスの提供に関する記録等を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。

(準用)

第21条 弘前市介護予防・日常生活支援総合事業にかかる指定事業者の指定等に関する要綱
第9条から第14条までの規定は、この要綱において準用する。

(委任)

第22条 この要綱に定めるもののほか、この事業について必要な事項は別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

(準備行為)

2 第3条第1項の規定による委託に係る準備行為については、この要綱の施行前においても、行うことができる。

附 則

この要綱は、平成30年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。